

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）（継続）

【2, 515（2, 449）百万円】

対策のポイント

農業水利施設が有する多面的機能を適切に発揮させるため、地域と連携して土地改良区等の管理体制を整備します。

（地域との連携）

農業水利施設は、食料生産基盤としての機能だけでなく、水資源のかん養や洪水防止などの多面的機能を有し、国民全体に便益を供給する社会的共通資本です。

これらの多面的機能は農家のみならず広く地域社会にも及ぶことから、地域と連携して農業水利施設を管理する体制を強化していきます。

政策目標

農業水利施設が有する多面的機能の適切な発揮

<内容>

管理体制の整備

国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備を図るために行う次に掲げる支援活動に対する助成を行います。

- ① 管理体制整備計画の策定
- ② 管理体制整備の推進活動
- ③ 管理体制の整備・強化に対する支援

<事業実施主体等>

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1. 事業実施主体 | ① 都道府県、②及び③ 都道府県又は市町村 |
| 2. 補助率 | 1 / 2 |
| 3. 事業実施期間 | 平成17年度～平成21年度 |

【担当】農村振興局水資源課施設保全管理室

杉山・野々村（03）6744-1363（直）

国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）（継続）

【42（70）百万円】

対策のポイント

国営事業完了予定地区において、施設管理者に水管理制御施設を管理運用するための技術を習得させ、操作体制の整備を図ります。

- ・ 近年の水管理の複雑化等に伴い、複数施設を総合的に監視制御する水管理制御施設が欠かせないものとなっています。
- ・ これらの施設は、施設の操作が複雑かつ高度になってきており、これに対応するため土地改良区等予定管理者の運転・操作技術の習得が必要不可欠となってきています。

政策目標

市町村又は土地改良区等に委託する国営造成施設の運転、操作などに関する技術の習得

<内容>

スムーズな管理体制の移行

国営土地改良事業完地区内の的確な用排水管理を行うため、水管理制御施設を管理運用するための操作技術の習得など操作体制の整備を促進します。

事業実施に当たっては、以下の採択要件を満たす国営造成地区となります。

- ① 予定管理者が土地改良区等である施設であること。
- ② 農業用排水施設を監視制御する子局を複数もつ水管理制御施設が整備されていること。
- ③ 水管理制御施設により配水操作が行われる受益面積がおおむね1,000（畑を受益とする地区にあっては300）ha以上であること。

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 土地改良区等
2. 補助率 農林水産省60%、北海道70%、沖縄85%
3. 事業実施期間 平成14年度～

【担当】農村振興局水資源課施設保全管理室

杉山・野々村（03）6744-1363（直）